

「不登校対策の充実に向けた指針」(案)について ～市民の皆様から意見を募集します～

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加しており、生徒指導上の課題となっています。本市においても、全国と同様に、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題となっています。

不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けた取組を推進することを目的とし、今後の不登校対策の充実に向けた取組の考え方について、「不登校対策の充実に向けた指針」(案)として取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和6(2024)年4月22日(月)から令和6(2024)年5月21日(火)まで

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで(土・日曜、祝日を除く)にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 各区役所、支所、出張所(市政資料コーナー)
 - (2) かわさき情報プラザ(市役所本庁舎復元棟2階)
 - (3) 教育文化会館・市民館・市民館分館、図書館・図書館分館、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーナ)
 - (4) 川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課(明治安田生命川崎ビル4階)
- ※市ホームページからも御覧いただけます。

3 意見提出方法

電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、ファクスのいずれかにより、題名、住所、氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)及び電話番号等を明記の上、教育委員会事務局学校教育部支援教育課宛てに御意見をお寄せください。

- (1) 電子メールは、市ホームページ「意見公募(パブリックコメント)」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用フォームを御利用ください。
(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/880/0000164387.html>)



- (2) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていませんので、御了承ください。
- (3) 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には使用せず、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に管理いたします。
- (4) お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて市ホームページ等で公表する予定です。
- (5) お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

4 送付先・問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

電話(044)200-1302 ファクス(044)200-2853